6　その他　１の事案については、電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則（平成６年郵政省令第68号）第３条の規定に基づき、「総務大臣が行った平成18年総務省告示第617号、平成18年総務省告示第646号、平成18年総務省告示第679号及び平成18年総務省告示第683号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て」、「総務大臣が行った平成19年総務省告示第131号及び平成19年総務省告示第146号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て」、「総務大臣が行った平成19年総務省告示第242号及び平成19年総務省告示第293号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て」、「総務大臣が行った平成19年総務省告示第349号及び平成19年総務省告示第439号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て」、「総務大臣が行った平成19年総務省告示第524号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て」、「総務大臣が行った平成19年総務省告示第556号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て」、「総務大臣が行った平成19年総務省告示第682号及び平成20年総務省告示第13号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て」、「総務大臣が行った平成20年総務省告示第126号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て」、「総務大臣が行った平成20年総務省告示第239号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て」、「総務大臣が行った平成20年総務省告示第518号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て」、「総務大臣が行った平成20年総務省告示第649号及び第657号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て」及び「総務大臣が行った平成21年総務省告示第135号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て」の事案と併合して行います。

不明な点については、総務省総合通信基盤局総務課（電波監理審議会事務局）（電話番号03―5253―5829）へお問い合わせください。

**特定保安林の指定について**

平成21年12月10日付けで次の特定保安林を指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第４項の規定に基づき、公表する。

平成21年12月22日

農林水産大臣　赤松　広隆

（特定保安林の指定）

特定保安林の所在場所　福島県郡山市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、福島県伊達市、東白川郡塙町（以上一市一町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　広島県安芸高田市、三次市（以上二市について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　高知県高知市、安芸郡北川村（以上一市一村について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係県庁及び市役所又は町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**特定保安林の指定の解除について**

平成21年12月10日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、公表する。

平成21年12月22日

農林水産大臣　赤松　広隆

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　秋田県北秋田市、湯沢市、大館市、由利本荘市（以上四市について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、秋田県由利本荘市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　静岡県浜松市、静岡市、周智郡森町、榛原郡川根本町（以上二市二町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、静岡県藤枝市、浜松市、静岡市（以上三市について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係県庁及び市役所又は町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 統　　計

**機械受注統計調査報告（平成21年10月）（実績）**

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成17年４月調査より、日本標準産業分類の改訂（平成14年10月施行）に準拠して、需要者の産業分類等を変更した。なお、公表については、季節調整に必要なデータが蓄積されるまでの当分の間、従来の分類と接続可能な移行表章による（巻末の対照表を参照）。この間、新産業分類による計数は統計表のなかで参考表章する。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

| | 平成20年10～12月 | 21年1～3月 | 4～6月 | 7～9月 | 21年7月 | 8月 | 9月 | 10月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 受注総額 | 57,696 | 48,391 | 45,350 | 50,057 | 16,571 | 16,255 | 17,232 | 17,786 |
| | (－20.1) | (－16.1) | (－6.3) | (10.4) | (7.5) | (－1.9) | (6.0) | (3.2) |
| | 〔－28.0〕 | 〔－39.7〕 | 〔－42.6〕 | 〔－30.2〕 | 〔－33.3〕 | 〔－31.9〕 | 〔－26.6〕 | 〔－12.2〕 |
| 民需 | 27,966 | 26,030 | 25,684 | 25,064 | 7,913 | 8,637 | 8,513 | 8,382 |
| | (－14.7) | (－6.9) | (－1.3) | (－2.4) | (－1.5) | (9.2) | (－1.4) | (－1.5) |
| | 〔－22.2〕 | 〔－28.9〕 | 〔－28.0〕 | 〔－23.2〕 | 〔－31.4〕 | 〔－18.8〕 | 〔－19.9〕 | 〔－17.3〕 |
| 〃（船舶・電力を除く） | 24,398 | 21,984 | 20,898 | 20,708 | 6,647 | 6,681 | 7,380 | 7,045 |
| | (－15.1) | (－9.9) | (－4.9) | (－0.9) | (－9.3) | (0.5) | (10.5) | (－4.5) |
| | 〔－23.7〕 | 〔－29.4〕 | 〔－33.4〕 | 〔－27.3〕 | 〔－34.8〕 | 〔－26.5〕 | 〔－22.0〕 | 〔－21.0〕 |
| 製造業 | 9,941 | 6,851 | 7,590 | 6,926 | 2,237 | 2,346 | 2,343 | 2,939 |
| | (－22.4) | (－31.1) | (10.8) | (－8.7) | (－20.4) | (4.9) | (－0.1) | (25.4) |
| | 〔－33.1〕 | 〔－51.0〕 | 〔－47.0〕 | 〔－45.7〕 | 〔－50.7〕 | 〔－42.1〕 | 〔－44.2〕 | 〔－26.7〕 |
| 非製造業（船舶・電力を除く） | 14,381 | 15,088 | 13,266 | 13,919 | 4,396 | 4,368 | 5,154 | 4,260 |
| | (－10.0) | (4.9) | (－12.1) | (4.9) | (－2.8) | (－0.6) | (18.0) | (－17.3) |
| | 〔－15.8〕 | 〔－12.8〕 | 〔－23.7〕 | 〔－12.0〕 | 〔－21.7〕 | 〔－13.9〕 | 〔－3.0〕 | 〔－13.3〕 |
| 官公需 | 6,640 | 6,706 | 7,558 | 8,423 | 3,121 | 2,897 | 2,405 | 2,058 |
| | (－1.2) | (1.0) | (12.7) | (11.4) | (25.2) | (－7.2) | (－17.0) | (－14.4) |
| | 〔－8.4〕 | 〔－2.0〕 | 〔7.0〕 | 〔20.5〕 | 〔37.6〕 | 〔30.6〕 | 〔7.0〕 | 〔－7.1〕 |
| 外需 | 20,755 | 12,015 | 11,271 | 15,973 | 5,499 | 4,636 | 5,839 | 6,731 |
| | (－31.3) | (－42.1) | (－6.2) | (41.7) | (21.8) | (－15.7) | (25.9) | (15.3) |
| | 〔－38.5〕 | 〔－63.7〕 | 〔－65.7〕 | 〔－46.8〕 | 〔－45.0〕 | 〔－54.4〕 | 〔－41.9〕 | 〔－4.5〕 |
| 代理店 | 2,526 | 2,114 | 1,778 | 2,029 | 650 | 675 | 704 | 719 |
| | (－15.7) | (－16.3) | (－15.9) | (14.1) | (5.7) | (3.7) | (4.4) | (2.1) |
| | 〔－19.3〕 | 〔－35.7〕 | 〔－44.9〕 | 〔－32.4〕 | 〔－36.5〕 | 〔－28.6〕 | 〔－31.7〕 | 〔－22.4〕 |